

令和 8 年 8 月 27 日

カキのノロウイルスに係る平常時の水準調査委員会設置要領（案）

1 趣旨

「カキのノロウイルスに係る平常時の水準調査委員会本委員会（以下「委員会」という。）」は、カキのノロウイルスの低減対策を効果的に進めるために、生産現場で実施可能な衛生管理方策の在り方等を検討する目的で設置するものである。

2 主な検討事項

- （１） カキ中のノロウイルスに係る平常時の水準調査の実施に関する事項
- （２） ノロウイルスのリスク管理に関する事項

3 構成・運営

- （１） 委員会の委員は、国内のカキを生産する道府県¹の担当者及び学術的に造詣のある有識者により構成する。また、検討の必要に応じて、関係団体、関係研究機関、関係分析機関及び関係府省庁に所属する者をオブザーバーとして参加させることができる。
- （２） 委員会は、公正かつ中立な議論を確保し、関係機関が業務上知り得た個人情報や企業秘密を保護するため、原則非公開とする。事務局は、委員会開催前に農林水産省のウェブページにおいて、開催日時や資料等を公開できるものとする。また、開催終了後に、出席者に関する情報（有識者委員にあつては所属名・氏名を記載、カキを生産する道府県委員にあつては道府県名及び必要に応じて部局名等を記載する。オブザーバーにあつては所属名を記載する。）、議事概要及び資料を公開するものとする。
- （３） 委員会の事務局は、消費・安全局食品安全政策課に置く。

¹ 直近の全国・都道府県別統計「ア かき類」において、かき収穫量の数値が計上されている道府県かつ年度当初に水準調査委員会への出席を承諾した道府県。